

令和8年度（2026年度）  
東海市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年（2026年）3月  
東海市



## 目次

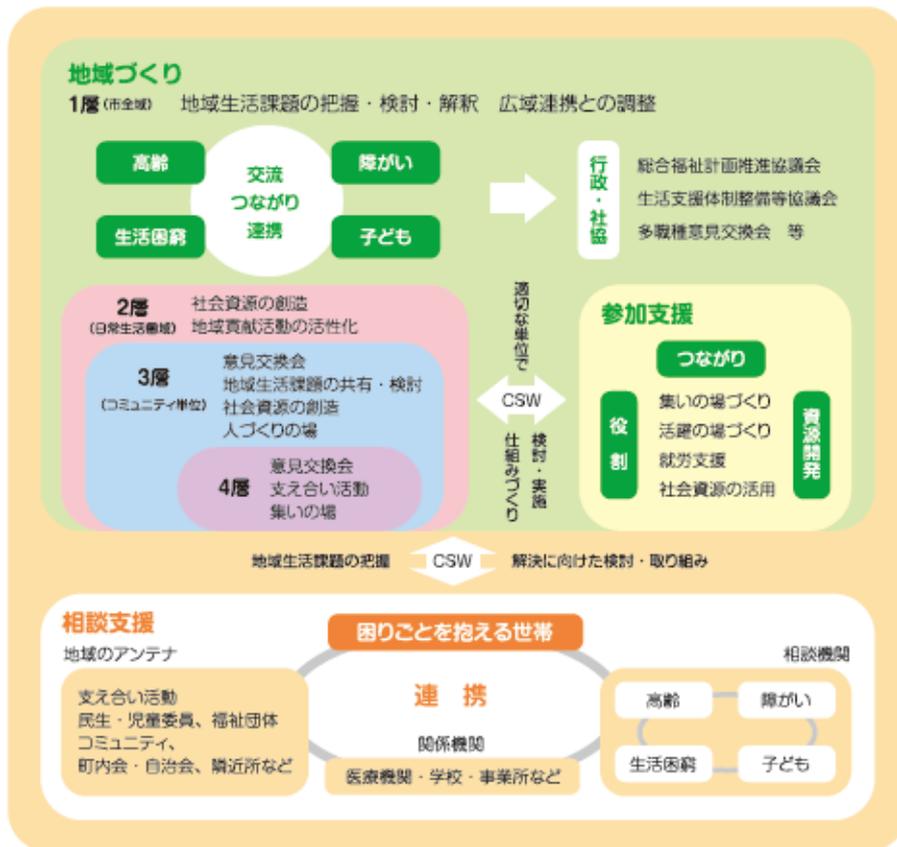
1	基本方針	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	基本理念	2
(3)	地域の捉え方	2
2	事業計画	3
(1)	包括的な相談支援事業	3
(2)	アウトリーチ事業	6
(3)	参加支援事業	7
(4)	地域づくり事業	8
(5)	多機関協働事業	11
3	本事業の推進体制	12
(1)	総合福祉計画推進協議会	12
(2)	総合福祉計画推進委員会	13
(3)	生活支援体制整備等協議会	13
(4)	重層プロジェクト	13
(5)	孤独孤立対策プロジェクト	14
(6)	災害時支援プロジェクト	14
(7)	重層的支援会議	14
(8)	まるごと作戦会議（支援会議）	15
4	評価	15

# 1 基本方針

## (1) 基本的な考え方

地域共生社会の理念に基づいて推進される包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方は、福祉分野の最上位計画である第4次東海市総合福祉計画（以下、「総合福祉計画」という。）に定めています。この重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業（以下、「本事業」という。）を適切に推進するために、法106条の5の規定に基づき策定したものです。全体の方向性は、総合福祉計画に定めていますが、本計画は年度計画として策定し、本事業の具体的な提供体制に関する事項について示し、取り組みを推進するものです。

支援の輪 0歳から100歳までの包括的支援体制



## (2) 基本理念

# 「おもい つながり ささえあう」

総合福祉計画の理念である、「おもい つながり ささえあう」が実現できる地域を目指し、事業を推進していきます。

## (3) 地域の捉え方

地域生活課題やニーズは多様化しており、その内容に応じて必要なエリアにより支援できるよう体制整備を進めます。

### 地域福祉圏域（地域の層）について



福祉圏域	活動など
<b>広域</b> 他市町連携・広域サービスなど	●他市町と連携し、公的サービスを提供 知多保健所、知多北部広域連合、知多福祉相談センター、 知多地域権利擁護支援センターなど
<b>第1層</b> 福祉サービス、介護保険など	●市全域を対象とした施策の企画・調整、公的サービスを提供 市役所、市社協、子育て支援センターなど
<b>第2層</b> 相談支援など	●専門職等の配置 高齢者相談支援センター、民生委員・児童委員など
<b>第3層</b> 地域活動、交流など	●地域活動の基盤 コミュニティ（シニアクラブ、子ども会、PTA など）
<b>第4層</b> 見守り、居場所など	●身近な集いの場、見守り活動など 町内会・自治会、班、組、サロンなど

## 2 事業計画

本事業は、障がい・こども・高齢・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制を構築することを目的としています。

なお、各分野（障がい・こども・高齢・生活困窮）をメインシステムと位置づけ、重層的支援体制整備事業はサブシステムとしてメインシステムの機能向上を図るための手段として活用しながら、本市における包括的な支援体制を目指していきます。

### (1) 包括的な相談支援事業

本市における相談支援事業は、分野横断的な相談支援事業所等を新たに設置するのではなく、それぞれの法等で規定された既存の相談支援事業所はそのままに、連携を図りながら進めます（基本型）。

本市における相談支援事業については、表1のとおりです。本市では、本事業に係る相談支援機関のみでなく、8050問題やヤングケアラーの支援など、教育委員会や権利擁護支援センター等、関係機関との連携も密にしながら、包括的な相談支援体制の構築をしています。

表1 本市福祉分野における主な相談支援体制

社会福祉課	社会福祉協議会
	障がい者相談支援センター 荒尾事業所
	障がい者相談支援センター 横須賀事業所
高齢者支援課	高齢者相談支援センター
	高齢者相談支援センター（分室）
	在宅医療・介護連携サポートセンター
こども課	/
こども家庭センター （こども課・健康推進課）	
子育て総合支援センター（こども課）	

ア 地域包括支援センター設置事業

担 当 課	高齢者支援課
事 業 内 容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行います。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者等
実 施 方 式	委託（社会福祉法人 東海市社会福祉協議会）
圏 域	市内5圏域
相 談 場 所	東海市高齢者相談支援センター 東海市高齢者相談支援センター（分室）
人 員 配 置	主任介護支援専門員6名、保健師1名、社会福祉士4名、看護師3名、介護支援専門員4名

イ 障がい者・障がい児相談支援事業

担 当 課	社会福祉課（者）／こども課（児）
事 業 内 容	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行います。
主たる支援対象者	障がい児、障がい者、難病患者やその家族及び介護を行う者
実 施 方 式	一部委託（社会福祉法人さつき福祉会、株式会社波音）
相 談 場 所	荒尾事業所（荒尾町）、横須賀事業所（養父町）
人 員 配 置	（荒尾事業所） ・常勤職員職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）3名（コーディネーター1名含む）、非常勤職員2名 （横須賀事業所） ・常勤職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）5名、非常勤職員2名

ウ 利用者支援事業

担 当 課	こども課／健康推進課
事 業 内 容	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき、子ども及びその保護者等が、教育・保育・保健その他母子保健事業及び子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。 【基本型】 (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提

	<p>供、相談、利用支援等を行います。</p> <p>(2) 地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行います。</p> <p>(3) 出張相談支援として、児童館に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供をします。</p> <p>(4) 子育て支援センター事業の中で、子育てに関する全般的な相談、利用支援等を行います。</p> <p><b>【こども家庭センター型】</b> 母子保健機能と児童福祉機能を一体的な組織として運営し、子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、両機能の連携・協働を深め、個々の家庭に応じて、切れ目なく漏れなく対応をします。</p> <p>(1) 妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行います。</p> <p>(2) こどもとその家庭（妊産婦を含む）に対して、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。</p> <p>(3) 「家庭支援事業」を中心とする必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な内容を組み立てます。</p> <p><b>【妊婦等包括相談支援事業型】</b></p> <p>(1) 妊産婦とそのパートナー等を対象に、妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に必要な情報提供や相談を行い、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施します。</p> <p>(2) 必要に応じてこども家庭センター事業や関係機関との連携を行い、包括的で切れ目ない支援を提供します。</p> <p>(3) 子育てアプリを提供し、子育て情報の配信やオンライン相談も含めた相談窓口の周知を行います。</p>
主たる支援対象者	妊産婦及び、子育て家庭の親とその子ども
実施方式	直営 <b>【基本型】</b> 子育て総合支援センター <b>【こども家庭センター型】</b> こども課／健康推進課
相談場所	<b>【基本型】</b> 市内1か所（子育て総合支援センター） <b>【こども家庭センター型】</b> 市内2か所（庁舎こども課／しあわせ村健康推進課） <b>【妊婦等包括相談支援事業】</b> 市内2か所（庁舎こども課／しあわせ村健康推進課）
人員配置	<b>【基本型】</b> 保育士4名（専任1名、兼務3名） <b>【こども家庭センター型】</b> こども課（統括支援員1名、子ども家庭支援員3名、虐待対応専門員3名、心理担当支援員2名） 健康推進課（保健師2名、助産師2名） <b>【妊婦等包括相談支援事業】</b> 健康推進課（保健師2名、助産師1名）

エ 生活困窮者自立相談支援事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援を行うことや、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
主たる支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
実 施 方 式	直営
相 談 場 所	1か所（社会福祉課内に設置）
人 員 配 置	主任相談員 1名 相談員 4名（就労支援員等を兼ねる）

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届け、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、継続的な訪問支援等を行います。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	潜在的な相談者の発見のために、民生委員等（地域のアンテナ役）との定期的な交流・本人や家族との信頼関係の構築・関係性づくり、支援に必要な情報収集（アセスメント）を行い、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人に関して家庭訪問や動向支援を行います。 ・潜在的な支援ニーズを抱える者を早期に把握するために地域で気にかけてくれる人を増やす。 ・本人やその世帯とのつながりを形成するために関係機関と連携を図りながら本人と接触する方法を考えていく。 ・継続的につながり続け、支援を実施するために関係機関と連携を図りながらチームで伴走支援をしていく。
活 動 の 対 象	ひきこもりのご本人やその家族
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	3人（兼務）

### (3) 参加支援事業

参加支援は、複雑化・複合化しているような既存の制度では支援が困難な事例について、相談支援で把握し、対応する方の、ニーズを把握し地域の活動等に繋げ定着していけるよう、生活支援コーディネーターや、各分野の専門的な相談機関と連携し、社会的孤立防止への取り組みを行います。

また、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）を設置することで、個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発を行います。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	既存制度では対応できないが、社会参加に係る支援の必要がある事例について、地域資源等を活用した社会とのつながりに向けた支援を行います。 また、社会参加活動等の運用に関する地域との調整や個別支援から見える課題の解決に向けた新たなサービスや仕組みの開発を行います。 ・支援対象者本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う。 ・地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくりに取り組む。 ・地域における福祉サービスとの連携を図る。
活 動 の 対 象	地域に住むすべての方
実 施 方 式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	主にモデルとして緑陽及び富木島ふれあいコミュニティエリア内
人 員 配 置	CSW：2名

#### (4) 地域づくり事業

本市における地域づくりは、既存の地域づくり関係の事業の取り組みを活かしつつ、コミュニティを中心とした地域運営体制のあり方の内容とも連携を図りながら、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。

地域の実情に合わせて、生活支援コーディネーターが中心となり、担い手の育成や社会資源の開発を進めるとともに、担当者が地域に出向き、第3層のコミュニティ単位や第4層の町内会自治会等のエリアを中心に、お互いに支えあえる地域づくりを、地域住民とともに取り組みます。また、CSWとも連携しながら、地域づくりを推進していきます。

#### ア 生活支援体制整備事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	包括的支援体制の構築を推進するため、生活支援等の基盤整備をするCSW、生活支援コーディネーターの設置及び、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と、就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割を持った社会参加を促進するため、就労的活動支援コーディネーターを社会福祉協議会に設置します。 また、東海市生活支援体制整備等協議会を設置し、定期的な情報共有、連携強化の場となるネットワークを構築します。
支 援 対 象 者	高齢者を中心に、地域に住むすべての方
実 施 方 式	委託（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	CSW：2名 第1層生活支援コーディネーター：1名 第2層生活支援コーディネーター：6名 就労的活動支援コーディネーター：2名

イ 地域介護予防活動支援事業

担 当 課	健康推進課
事 業 内 容	<p>年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、ともに参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援や新たな社会参加の促進を目的に地域活動の人材育成のため、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 脳トレいきいき百歳体操サポーターの養成</li> <li>2 専門職の派遣 地域の通いの場等に専門職を派遣し、通いの場の活性化を図ります。(保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等)</li> <li>3 脳トレいきいき百歳応援事業 高齢になっても介護保険サービスに頼らず生活を維持できるように、高齢者がアクセスしやすい場所に体操グループを数多く育成します。また体操グループの活動支援を行うサポーターを派遣します。</li> </ol>
活 動 の 対 象	65歳以上の高齢者及びその支援のために活動に関わるもの
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	保健師5名(兼務)

ウ 地域活動支援センター設置事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	<p>障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、障がい者等の通いによる、創作的活動等の機会を設けます。また、地域福祉の推進のため、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた取り組みを行います。</p>
活 動 の 対 象	障がい児、障がい者、難病患者等
実 施 方 式	委託(株式会社波音)
活 動 場 所 等	市内1か所(高横須賀町)
人 員 配 置	4名

エ 地域子育て支援拠点事業

担 当 課	こども課、子育て支援センター
事 業 内 容	<p>地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li> <li>2 子育て等に関する相談、援助の実施</li> <li>3 地域の子育て関連情報の提供</li> <li>4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li> <li>5 その他（親子発達支援事業など）</li> </ol> <p>※ 児童館は1～3のみ</p>
活 動 の 対 象	小学校就学前の児童及び保護者
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター市内3か所 子育て総合支援センター（大田町）、北部子育て支援センター（名和町）南部子育て支援センター（加木屋町）</li> <li>・児童館市内13か所</li> </ul>
人 員 配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター 保育士6名（総合）、保育士各4名（北部・南部）</li> <li>・児童館 児童厚生員各2名</li> </ul>

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	<p>地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るため、総合福祉計画に位置付けられているプロジェクトを通じ、多機関で話し合う場を設け、地域におけるインフォーマル活動のための活性化を図るため、関係者で検討をします。</p>
活 動 の 対 象	市民
実 施 方 式	補助（社会福祉法人東海市社会福祉協議会）
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	1名（兼務）

## (5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、本事業に関係者の連携を円滑にするなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な相談支援体制を構築することに加え、本人の社会参加に向け、単独の支援機関では対応が難しい事例の調整役を担い、各機関の役割分担や支援の方向性の検討を行います。

また、重層的支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけをしていきます。

分野横断的な体制づくりのために、高齢、障がい等の分野や、相談支援、地域づくりという枠を超えて、地域のなかでともにつながっていくことができる体制づくりを、共通のマークを活用しながら推進していきます。

担 当 課	社会福祉課
事 業 内 容	既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応の難しい事例について、事例全体に係る様々な調整（役割分担・支援の方向性）を行い、支援の目標・方向性を整理したプランを作成します。 また、既存制度等では対応できない支援ニーズ等に対応する社会資源の把握と開発に向けて取り組むとともに、分野を問わず相談を受け止めることができるような相談員の確保・資質向上に努めます。
実 施 方 式	直営
活 動 場 所 等	市内全域
人 員 配 置	社会福祉士 3 名、保健師 1 名、社会福祉主事 2 名



このマークは、福祉に関する困りごとについて、分野を問わず相談を受け止め、必要に応じ適切な支援機関につなぐ人や事業者の目印として作成したシンボルマークです。相談支援事業所や地域の方が一緒になって、気軽に相談しやすい環境を整えていきます。

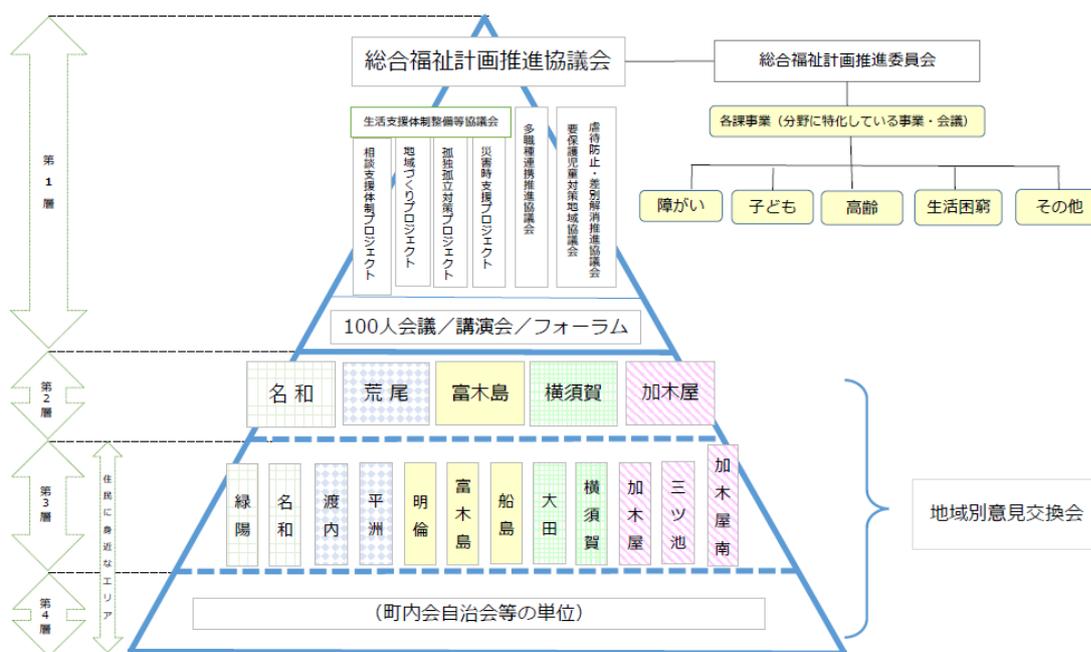
### 3 本事業の推進体制

本計画は、年度毎に実施状況を確認した上で、施策の充実や見直しについて協議を行い、円滑な事業実施に努めます。各分野の事業は各課で実施し、総合福祉計画推進委員会の中で各事業の推進状況等を確認、見直しなどの協議を行います。分野を超えた施策については、総合福祉計画推進協議会で評価を行います。

なお、重層的支援体制整備事業における庁内連携会議については、課長級の会議を総合福祉計画推進委員会で行うほか、管理者及び担当者同士の情報交換等については重層プロジェクト内で行い、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進します。

孤独孤立対策プロジェクト及び災害対策プロジェクトにおいても、本事業の推進と連動させながら進めていきます。

事業推進組織体系イメージ図



#### (1) 総合福祉計画推進協議会

目的	総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議するために設置しているもので、計画の進行管理を行います。
構成	学識経験者、社会福祉団体を代表者、児童福祉関係団体代表者、保健医療関係代表者、社会教育関係団体代表者、町内会、自治会等の代表者、市民等
内容	総合福祉計画の進捗管理を行い、分野横断的に取り組むべき事項や見直し等を含め、福祉施策の提言に向けた協議などを行います。
実施回数	年2回（8月、3月）
担当課	社会福祉課

(2) 総合福祉計画推進委員会

目的	総合福祉計画について、具体的施策の調査検討、連絡調整及び進行管理を行います。包括的支援体制の構築を目指すため庁内等の連携体制を図り、体制整備を推進します。
構成	市民福祉部長を委員長とし、関係課長職を中心に、包括的支援体制を構築するために必要な担当課の課長職にあたる者。必要に応じ、社会福祉協議会等も参画して協議を行います。
内容	各分野における事業の推進状況等の情報共有や評価を行い、実施方法等の見直しも含め、各種事業や庁内連携による推進の検討、協議を行います。
実施回数	年2回（7月、2月）
担当課	社会福祉課

(3) 生活支援体制整備等協議会

目的	地域資源や地域生活課題を共有し地域づくりや政策形成に結び付け、自立した日常生活の支援に係る体制を整備します。 また、孤独・孤立対策地域協議会の機能も兼ねます。
構成	学識経験者、各相談支援事業者、CSW、生活支援コーディネーター、就労的活動支援コーディネーター、サービス事業者、地域住民等
内容	各プロジェクトの取り組み状況、地域生活課題や社会資源の共有を行い、課題解決に向け日常生活支援の促進に係る取り組みの検討、協議を行います。
実施回数	年3回（6月、10月、2月）
担当課	社会福祉課

(4) 重層プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点プロジェクトの相談支援体制プロジェクトおよび地域づくりプロジェクトについて、一体的に検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	行政主催で関係機関の管理者及び担当者会議として行うものと、社会福祉協議会主催で地域住民と共に地域生活課題の解決に向けた検討を行うものと内容を分けて実施します。 行政主催の会議では、各分野の状況報告や施策形成に向けた情報交換の他、地域住民との意見交換等を行います。社会福祉協議会主催の地域住民とのワークショップでは、地域生活課題の解決に向けた検討を行います。
実施回数	行政主催の会議：年3回 社会福祉協議会主催の会議：2地区（各3回程度）
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(5) 孤独孤立対策プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点項目の若者支援を中心とした孤独・孤立対策を検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	保健・福祉の担当者と学校現場の教職員が連携し、早期支援につなぐ仕組みを構築するため、ワークショップ等を市内小中学校で実施し、事例検討や振り返りを行うことで各相談員のスキルアップをしていきます。 身寄りのない高齢者等の孤立対策として、在職中に社会参加や必要な制度等を学ぶことで、地域に関心を持ってもらえるよう、企業と連携しながら実施していきます。
実施回数	年4回
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(6) 災害時支援プロジェクト

目的	総合福祉計画における重点項目の災害に備えた福祉の体制づくりを検討する場として設置します。
構成	関係各課、機関の担当者、地域住民
内容	災害や緊急時に誰もが安全に避難することができ、安心して避難生活を送ることができる体制を整えるため、平時からできる取り組みについて検討していきます。 市民総合防災訓練や福祉避難所意見交換会等から出てきた意見も参考にしながら、支援が必要な人に支援の手が届く仕組みを考えていきます。
実施回数	年6回
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

(7) 重層的支援会議

目的	重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催します。
構成	その事例に応じて必要な担当課・関係機関
内容	プランの適切性の協議、終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行います。
実施回数	年必要に応じて随時で実施します
担当課	社会福祉課

(8) まるごと作戦会議（支援会議）

目的	守秘義務をかけ、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行います
構成	関係各課、機関の担当者
内容	潜在的な課題を抱える人の情報共有、支援方法の検討、役割分担、モニタリング及び終結についての検討、決定を行います
実施回数	随時開催
担当課	社会福祉課、こども課、健康推進課、高齢者支援課

#### 4 評価

本事業については、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、事業の推進方法について評価・分析を行い、円滑な事業実施に努めます。

なお、本事業は総合福祉計画に位置付けられていることから、数値目標については、総合福祉計画で定められている指標（表2）を用いてPDCAサイクルにより計画の推進・点検・評価を行います。

評価指標の基準値については、令和4年度のものを使用し、目標値については、総合福祉計画における5年後の中間目標値を本計画の目標値とします。また、プロセス評価については、各プロジェクトにおいて実施した内容を評価・分析していきます。これらの結果を、総合福祉計画推進協議会、総合福祉計画推進委員会、生活支援体制整備等協議会等において、報告していきます。

市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち、計画を推進できるよう、地域ケア会議等を通じ、積極的に情報を提供していきます。

表2 評価指標

評価指標	基準値 ※令和4年度	目標値 ※令和10年度	関連事業※
福祉に関する相談先を知っている人の割合	59.1%	64.0%	(1)、(2)
生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	81.2%	85.5%	(1)、(2)、(4)、(5)
相談マーク（ピンバッジ）の配布数	294 個	3,300 個	(1)、(2)、(5)
地域の住民がお互いに支え合っていると思う人の割合	34.6%	40.1%	(2)、(4)
地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	14.8%	21.7%	(3)、(4)
1年間に地域住民から相談がつながった件数	114 件	300 件	(1)、(2)、(4)、(5)
障がい者が社会参加できていると感じている人の割合	37.2%	42.2%	(3)、(4)
社会参加・交流をしている高齢者の割合	37.8%	44.2%	(3)、(4)
障がい者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	47.1%	51.8%	(1)、(4)、(5)
高齢者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	55.8%	59.4%	(1)、(4)、(5)
子育てがしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	86.4%	88.7%	(1)、(2)、(4)、(5)
子育ての悩みについて相談する場を知っている人の割合	46.9%	49.6%	(1)、(2)
生活・学習支援の場の数	4 カ所	9 カ所	(3)、(4)
地域子育て支援拠点等における子どもの年間延べ利用者数	79,312 人	102,000 人	(4)

※(1)包括的な相談支援事業、(2)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、(3)参加支援事業、  
(4)地域づくり事業、(5)多機関協働事業